

ディワリギフト! インド新税制 GST の最新動向

田中 啓介

〈インドのディワリボーナス〉

南インドのチェンナイは、9月末に Navratri (ナバラートリ) というヒンドゥー教のお祭りが9日間に渡って行われ、また、10月18日からはインド暦でいう年末年始にあたる Diwali (ディワリ) の季節となり、インド中がお祭りムード、そして、ショッピングシーズンとなります。

インド企業もディワリボーナスと題して従業員に対して特別賞与やギフトを支給する企業が多々あり、インド在住日本人の多くがこの時期に海外旅行や日本に一時帰国します。

さて、この度インド国政府は10月6日に第22回 GST 評議会を開催し、「Diwali Gift to Nations (インド国民へのディワリギフト)」と題して、GST 税制の緩和を発表いたしました。今回はそんな GST 税制導入後の最新動向についてご紹介したいと思います。

〈新税制の緩和〉

以前の記事ですすでにご紹介のとおり、GST 税制は2017年7月に導入されましたが、その後、インド政府が運営する GST ポータルサイトの申告システムがうまく機能していなかったことから、度重なる申告期限の延長が発表されており、日系企業を含む多くの納税者に対して混乱を招いています。また、多くのサービス業者は従前の税制下において、間接税は半年に1度の申告、その他の事業者も月に1~2度の申告でよかったにもかかわらず、新しい GST 新税制下においては、(一定の GST 免税適用会社を除く)すべての会社が月に3度も申告しなければならない制度となっており、簡素化することが目的であるはずの GST であるにも関わらず、税務コンプライアンスコストが大幅に増えるのではないかと懸念されていました。

そこで、10月6日の GST 評議会において、主に以下2点の申告コンプライアンスに関する緩和が発表されました。インドにおける全納税者のうち約90%近くが今回発表された緩和によるメリットを享受できるとして、インドの主要各紙は今回の発表を大きく報じています。

1. Composition Scheme 適用企業の基準引き上げ

年間売上高が1,000万ルピー以内の会社は一定の税率にて Composition Scheme を利用できる。つまり、当該 Composition Scheme を適用する企業は、売上高に一律の税率を乗じて計算した GST を納税するだけでよいこととなります。つまり、商社やサービス事業者であれば一律1%、製造業者であれば一律2%、レストラン事業者は一律5%の固定税額を納付するだけで、GST 納税義務を満たすことができます。(※これまでは750万ルピー以下の会社のみ限定されていました。)

2. 一定の企業にのみ四半期申告制度の容認

年間売上高が1,500万ルピー以内の会社は四半期申告が可能。(※これまではすべての登録事業者に毎月申告が求められていました。)

インド国政府は、産業界等からの圧力により GST の適用税率を変更したり、新しい通達を定期的に発表しており、今後も引き続き GST 税制の動向には注目が集まっています。



GST 税制の緩和を発表する広報物